年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認茨城地方第三者委員会分

1	今回の	あっ	ナム	楽	の概要	歹

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 4件

厚生年金関係 4件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの

12 件

厚生年金関係 12 件

第1 委員会の結論

申立期間①及び②について、申立人は、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該期間の申立人のA社における標準報酬月額を、昭和40年8月から同年9月までは2万4,000円、同年10月から同年11月までは3万3,000円、同年12月は3万円、41年1月は2万8,000円、同年2月から同年9月までは3万3,000円、同年10月から同年11月までは3万9,000円、同年12月は3万6,000円、42年1月は3万9,000円、同年2月は4万2,000円、同年3月は3万9,000円、同年4月は4万5,000円、同年5月は3万6,000円、同年6月から同年9月までは4万5,000円、47年10月から48年5月までは13万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主は申立人に係る申立期間①の上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行していないと認められる。

また、事業主が申立人に係る申立期間②の上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。) を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

申立期間③について、B社が社会保険事務所(当時)に届け出た申立人に係る標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、平成10年11月の標準報酬月額を34万円に訂正することが必要である。

また、申立期間④及び⑥について、申立人は、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のB社における平成11年10月及び同年12月の標準報酬月額を34万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間④及び⑥の上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和14年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和40年8月1日から42年10月1日まで

- ② 昭和47年10月1日から48年6月1日まで
- ③ 平成10年11月1日から同年12月14日まで
- ④ 平成11年10月4日から同年11月1日まで
- ⑤ 平成11年11月1日から同年12月1日まで
- ⑥ 平成11年12月1日から12年1月31日まで

年金事務所に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、A社における申立期間①に係る標準報酬月額が、直前の標準報酬月額の改定時期より給与支給額が増額になっているにもかかわらず、減額されていること及び申立期間②に係る標準報酬月額が、直前の標準報酬月額の改定時期における給与支給額と同額であるにもかかわらず、減額されていることが判明したほか、B社における申立期間③に係る標準報酬月額が、直前の標準報酬月額の改定時期における給与支給額と同額であるにもかかわらず、減額されていること並びに申立期間④、⑤及び⑥の期間に係る標準報酬月額が、給与支給額に見合う標準報酬月額より低いことが判明した。

このことから、各申立期間の標準報酬月額について、当時の給与支給額に 見合う標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①及び②について、申立人から、申立期間①及び②に係るA社における給与支給額及び手取額が記載されたメモ(以下「給与メモ」という。)が提出されている。申立人は、当該資料について、申立期間①及び②当時、A社から毎月受け取った給与明細書から、その都度、転記したものであるとしており、給与支給額から社会保険料等を控除したものが手取額であると主張しているところ、給与メモに記載された支給額から算出した標準報酬月額は、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により確認できる昭和39年10月の定時決定の際の標準報酬月額に一致しているとともに、その原本の状態等から、給与メモは、申立期間①及び②当時に作成されたものであり、申立人が受け取った給与の金額をおおむね正確に反映しているものと推認できる。

このことを前提とすると、給与メモにより、申立期間①及び②における申立人の給与支給総額は、いずれの月についても、A社に係る被保険者名簿により確認できる標準報酬月額を上回っていることが認められる。

また、給与メモにより、申立期間①及び②における給与支給総額に基づく 厚生年金保険料以外の控除額(所得税、雇用保険料、健康保険料及び申立人 が控除されていたと主張する財形貯蓄)を試算したところ、いずれの月につ いても、給与メモに記載された支給額から手取額を控除した金額におおむね 一致する結果となったことから、申立人は、申立期間①及び②において、A 社に係る被保険者名簿により確認できる標準報酬月額に見合う保険料を超 える保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律 (平成19年法律第131号)に基づき、標準報酬月額を改定及び決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の給与総支給額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間①及び②の標準報酬月額については、申立人から提出された給与メモから、昭和40年8月から同年9月までは2万4,000円、同年10月から同年11月までは3万3,000円、同年12月は3万円、41年1月は2万8,000円、同年2月から同年9月までは3万3,000円、同年10月から同年11月までは3万9,000円、同年12月は3万6,000円、42年1月は3万9,000円、同年2月は4万2,000円、同年3月は3万9,000円、同年4月は4万5,000円、同年5月は3万6,000円、同年6月から同年9月までは4万5,000円、47年10月から48年5月までは13万4,000円とすることが妥当である。

なお、申立期間①に係る事業主が申立人の主張する標準報酬月額に見合う保険料を納付したか否かについては、申立人から提出された給与メモから推認される報酬月額及び保険料控除額に見合う標準報酬月額と、オンライン記録の標準報酬月額が、長期にわたり一致していないことから、事業主がオンライン記録どおりの報酬月額を社会保険事務所に届出ており、その結果、社会保険事務所は、上記訂正後の標準報酬月額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行していないと認められる。

また、申立期間②に係る事業主が申立人の主張する標準報酬月額に見合う保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付したか否かについては、A社は既に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっており、当時の事業主も既に他界していることから、当時の状況について照会することができず、ほかに確認できる関連資料及び周辺事情も無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

なお、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業 主が申立てどおりの標準報酬月額に係る届出を社会保険事務所に行ったか 否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、 行ったとは認められない。

2 申立期間③について、オンライン記録では、申立人のB社における申立期

間③に係る標準報酬月額は、当初、34万円と記録されていたところ、同社が厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった日である平成10年12月14日以後の同年12月24日付けで、同年11月1日に遡及して訂正され、28万円に引き下げられていることが確認できる。

一方、申立人から、B社における給与支給額、各種控除額及び手取額が記載された資料(以下「給与資料」という。)が提出されている。

申立人は、当該資料について、申立期間③当時、同社から毎月受け取った 給与明細書から、その都度、転記したものであると主張しているところ、給 与資料に記載された支給額から算出した標準報酬月額は、オンライン記録に より確認できる平成10年10月の定時決定の際の標準報酬月額に一致してい ることが確認できるとともに、給与資料に記載された各種の控除額について も、当時控除すべきであった額とほぼ一致していることから、給与資料は、 B社在職当時に作成されたものであり、申立人が受け取った給与の金額をお おむね正確に反映していることが推認できる。

このことを前提とすると、給与資料により、申立期間③における申立人の 給与支給総額は34万4,000円であり、上記遡及訂正処理は事実に反する処 理であったと認められる。

また、オンライン記録により、申立期間③当時、B社において厚生年金保険に加入していた者(いずれもB社の役員)3人についても、申立人と同様、 遡及して標準報酬月額の訂正処理が行われていることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所において、上記のような記録訂正処理を行う合理的な理由は見当たらないことから、標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の申立期間③に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た34万円に訂正することが必要であると認められる。

3 オンライン記録から、B社は、平成11年10月4日に、再度、厚生年金保険の適用事業所となり、申立人は同日付で同社において厚生年金保険の被保険者資格を取得していることが確認できるところ、申立期間④及び⑥について、給与資料により、申立人が、オンライン記録により確認できる標準報酬月額を超える給与の支給を受けていたことが認められるとともに、同記録により確認できる標準報酬月額に見合う保険料を超える保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間④及び⑥の標準報酬月額については、給与資料から、34 万円とすることが妥当である。

なお、申立期間④及び⑥に係る事業主が申立人の主張する標準報酬月額に 見合う保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を 納付したか否かについては、B社の事業主は不明と回答しており、ほかに確 認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざる を得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業 主が申立てどおりの標準報酬月額に係る届出を社会保険事務所に行ったか 否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、 行ったとは認められない。

4 申立期間⑤について、給与資料により確認できる厚生年金保険料控除額は、 オンライン記録により確認できる申立人の申立期間⑤当時の標準報酬月額 に基づく厚生年金保険料額を超えておらず、ほかに申立人の申立期間⑤にお ける厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情も見当た らない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立期間⑤について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により、給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を平成18年7月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を26万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を 履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和54年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成18年6月30日から同年7月1日まで 私は、平成18年6月末日まで、A社に勤務していた。

しかし、A社での厚生年金保険の被保険者資格の喪失日が平成18年7月1日となるべきところ、ねんきん特別便では、同年6月30日となっている。 A社も資格喪失日を間違って届け出たことを認めているので、記録を訂正願いたい。

第3 委員会の判断の理由

A社の人事記録及び雇用保険加入記録により、申立人が平成 18 年 6 月 30 日まで同社に勤務していたことが認められるとともに、申立人が提出した同年 6 月分の給与明細書及び同社の賃金台帳により、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、平成18年6月分の給与明細書の支給合計及び保険料控除額から26万円とすることが妥当である。

なお、事業主は、申立人の平成 18 年 7 月 1 日とすべき A 社における資格喪失日を、誤って同年 6 月 30 日として届け出たことを認めていることから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所(当時)は、申立人に係る同年 6 月の保険料の納入の告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。)、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所(当時)に届け出た標準報酬月額は、申立人が 主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立期間に係る標 準報酬月額を50万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和35年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成9年4月1日から10年8月1日まで

年金事務所に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、A社に勤務していた平成9年4月1日から 10 年8月1日までの期間に係る標準報酬月額が、遡及して大幅に引き下げられていることが判明した。この処理には納得できないので、標準報酬月額を元に戻してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録では、申立人のA社における申立期間に係る標準報酬月額については、当初、50万円と記録されていたところ、平成10年4月28日付けで、9年4月1日に遡及して訂正され、同年4月1日から10年8月1日までの期間が、9万2,000円に引き下げられていることが確認できる。

一方、申立期間当時の社会保険事務担当者から提出された賃金台帳の写 しにより、申立人の申立期間における給与の額は、訂正前の標準報酬月額 に相当する額であったことが確認できる。

また、申立人は、申立期間中の平成9年11月30日に取締役に就任しており、遡及訂正処理が行われた当時も取締役であったが、遡及訂正記録のある3人及び申立期間当時の社会保険事務担当者に照会したところ、会社の決定事項は事業主一人の判断で行われていたため、申立人は社会保険事務に係る権限については有していなかった旨の証言が得られたことから、申立人が当該届出について決定し得る立場にはなかったものと考えられる。

さらに、上記4人から、A社は、申立期間当時、経営不振に陥っており、 給与の遅配もあったことを踏まえると、社会保険料を滞納していた可能性 がある旨の証言が得られている。 これらを総合的に判断すると、社会保険事務所において、上記のような記録訂正処理を行う合理的な理由は見当たらないことから、標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た50万円に訂正することが必要であると認められる。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所(当時)に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立期間に係る標準報酬月額を、平成9年1月から11年9月までの期間については59万円に、同年10月から12年2月までの期間については56万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和27年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成9年1月1日から12年3月1日まで

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録では、申立人のA社における申立期間に係る標準報酬月額については、当初、平成9年1月から11年9月までの期間が59万円、同年10月から12年2月までの期間が56万円と記録されていたところ、10年4月28日付けで、9年1月から同年9月までの期間が9万2,000円に(遡及処理①)、10年12月21日付けで、9年10月から10年9月までの期間が9万8,000円に(遡及処理②)、同社が厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった日である12年3月1日より後の同年3月3日付けで、10年10月から11年9月までの期間及び同年10月から12年2月までの期間が9万2,000円に(遡及処理③)、それぞれ遡及して引き下げられていることが確認できる。

一方、申立人が申立期間当時の社会保険事務担当者から提供を受け、当委員会に提出された賃金台帳の写しにより、申立期間における給与の額は、訂正前の標準報酬月額に相当する額であったことが確認できる。

また、遡及訂正記録のある3人及び申立期間当時の社会保険事務担当者に照会したところ、申立人は、当時取締役であったものの、会社の決定事項は事業主一人の判断で行われていたため、社会保険事務に係る権限については有していなかった旨及びA社は、申立期間当時、経営不振に陥っており、給与の遅配

もあったことを踏まえると、社会保険料を滞納していた可能性がある旨の証言 が得られた

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所において、上記のような記録 訂正処理を行う合理的な理由は見当たらないことから、標準報酬月額に係る有 効な記録訂正があったとは認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額 は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た、平成9年1月から11年9月ま での期間については59万円に、同年10月から12年2月までの期間について は56万円に訂正することが必要であると認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保 険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日:昭和20年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和40年8月20日から同年10月11日まで

② 昭和40年10月20日から43年2月1日まで

年金事務所に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、A社に勤務していた期間のうち、昭和40年8月20日から同年10月11日までの期間及び同年10月20日から43年2月1日までの期間について、加入記録が無かった旨の回答を受けた。

A社には、昭和 40 年 8 月 20 日から継続して勤務していたので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

労働局に照会したところ、申立人が、A社において、昭和 40 年 10 月 11 日に雇用保険被保険者資格を取得し、同年 10 月 20 日に離職した記録がある旨の回答が得られた。

また、B健康保険組合に照会したところ、健康保険被保険者資格取得届 (写)及び同資格喪失届(写)の提出があり、申立人は、昭和 40 年 10 月 11 日に健康保険被保険者資格を取得し、同年 10 月 20 日に同被保険者資格 を喪失していることが確認でき、A社における厚生年金保険の取得日及び 喪失日と一致している。

さらに、申立期間当時、A社において厚生年金保険被保険者資格を有していた者7人のうち、連絡先の判明した5人(申立人が名前を挙げた者2人を含む。)に照会したところ、4人から回答があり、そのうちの3人からは、申立人の名前に記憶が無いとしており、申立人の当時の勤務状況及び厚生年金保険関係の加入状況について証言を得ることはできなかった。

加えて、A社に照会したところ、申立期間当時の書類は無いため、申立 人の当時の勤務状況及び厚生年金保険関係の加入状況については確認でき ない旨の回答が得られた。

このほか、申立期間に厚生年金保険料を事業主により給与から控除された事実を確認できる給与明細書、源泉徴収票等の資料は無く、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料、周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料などを総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により、給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保 険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日:昭和20年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和43年11月21日から44年9月1日まで

② 昭和44年10月1日から45年2月16日まで

③ 昭和45年3月25日から同年8月17日まで

④ 昭和45年9月30日から46年11月1日まで

社会保険事務所(当時)で厚生年金保険の加入記録を確認したところ、 A社に勤務していた期間のうち、各申立期間について、加入記録が無い ことが判明した。

私は、A社に継続して勤務していたので、各申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

各申立期間について、公共職業安定所からは、A社における申立人の雇用保険被保険者記録は無い旨の回答が得られた。

また、申立期間にA社に勤務していた同僚6人(申立人が名前を挙げた同僚を含む。)に照会したところ、5人から回答が得られ、そのうちの3人は、申立人が同社に勤務していたことは記憶しているものの、具体的な勤務期間については不明としている。

さらに、申立人と同様に、勤務期間の途中に厚生年金保険被保険者記録が無い同僚一人が保管している昭和47年から48年までの給与明細書では、当該同僚は、被保険者記録がある期間については社会保険料控除が行われていたことが確認できるものの、被保険者記録がない期間については社会保険料が控除されていないことが確認でき、また、当該同僚の妻から、同期間中は国民健康保険に加入していた旨の証言が得られた。

加えて、各申立期間当時の事業主は既に他界しているほか、当時の取締役に照会したものの回答が得られない上、当時の社会保険事務担当者の連絡先も特定することができないため、申立人の勤務状況及び保険料控除について確認することができない。

このほか、各申立期間に厚生年金保険料を事業主により給与から控除された事実を確認できる給与明細書、源泉徴収票等の資料は無く、申立人の各申立期間における厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料、周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料などを総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として各申立期間に係る厚生年金保険料を各事業主により、給与から控除されていたことを認めることはできない。

茨城厚生年金 事案 911 (事案 211 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保 険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日:昭和20年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和38年2月ごろから39年10月ごろまで A社(所在地:B自治体C区D)に勤務していた期間について、厚生 年金保険被保険者として認められなかった。

しかし、平成9年4月1日にE町役場(現在は、F市役所E庁舎)に 出向き年金記録をパソコンで調べてもらった際、同町役場の職員からA 社の記録がある旨の回答が得られたことのほか、自身でも厚生年金保険 手帳記号番号「G」により同社の社名が登録されていることを確認した ことを主張しているにもかかわらず、厚生年金保険被保険者として認め られないことに納得ができない。

今回、新たな資料は無いが、上記のことは間違いないので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録により、申立人の主張する所在地に該当する適用事業所は見当たらない上、類似の名称の適用事業所が1社該当したものの、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票には、申立人の原票は無く、一方、健康保険整理番号に欠番も見られないことのほか、同社から申立人の主張する所在地において事業を行ったことが無い旨の回答が得られたこと等により、既に当委員会の決定に基づく平成21年4月14日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

申立人は、平成9年4月1日にE町役場において年金記録を確認した際、A社の記録がある旨を同町役場の職員から回答を受けたとしているほか、厚生年金保険手帳記号番号「G」により同社の社名が登録されていることを確認したと主張しているが、平成9年当時、同町役場の職員が申立人の年金記録を社会保険事務所(当時)に照会し、申立人に伝えることは考えられるものの、厚生年金保険の適用事業所としての記録が無い同社の名称を挙げることは考え難い。

このほか、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は認められない ことから、申立人は、申立期間の厚生年金保険料を納付していたものと認 めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日:昭和12年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和32年9月1日から33年2月1日まで

- ② 昭和33年7月1日から34年3月1日まで
- ③ 昭和37年12月1日から38年3月1日まで
- ④ 昭和38年3月1日から同年9月1日まで
- ⑤ 昭和38年9月1日から39年1月1日まで
- ⑥ 昭和39年10月1日から同年12月1日まで
- ⑦ 昭和39年12月1日から40年3月1日まで

年金事務所に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、A社に勤務していた昭和32年9月1日から33年2月1日までの期間、B社に勤務していた同年7月1日から34年3月1日までの期間、C社に勤務していた37年12月1日から38年3月1日までの期間、D社に勤務していた同年3月1日から同年9月1日までの期間、E社に勤務していた同年9月1日から39年1月1日までの期間、F社に勤務していた同年10月1日から同年12月1日までの期間及びG社に勤務していた同年12月1日から40年3月1日までの期間について、記録が無かった旨の回答を受けた。それぞれの事業所に勤務していたことは間違いないので、各申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人がA社に勤務していたことは、当時の同僚の証言から推認できる。

一方、A社に照会したところ、申立人に係る資料が残存していないため、勤務状況については確認できないとしているほか、申立てどおりの厚生年金保険被保険者資格に係る取得・喪失の届出の有無及び同期間に係る厚生年金保険料の納付についても不明である旨の回答が得られた。

また、申立人は申立期間①の給与形態について日給であったと主張しているが、申立期間①にA社に勤務していた同僚二人に照会したところ、そのうち、事務を担当していた一人から、日給ということであれば、パ

ートであり、社会保険に加入させてもらえなかったものと考えられる旨 の回答が得られた。

さらに、申立期間①に係るA社における健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、申立人が名前を挙げた同僚5人のうち、1人の名前が見当たらないことから、当時、同社においては、必ずしも社員全員を厚生年金保険に加入させる取扱いではなかった事情がうかがえる。

加えて、当該被保険者名簿に申立人の名前は無く、健康保険整理番号にも欠番は見られないことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

2 申立期間②について、申立人がB社に勤務していたことは、当時の同僚の証言から推認できる。

一方、申立期間②の事業主は既に他界しており、また、連絡先の判明 した当時の取締役に照会したものの、回答が得られなかった。

また、B社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、申立人が名前を挙げた同僚3人のうち、2人の名前が見当たらないことから、当時、同社においては、必ずしも社員全員を厚生年金保険に加入させる取扱いではなかった事情がうかがえる。

さらに、当該被保険者名簿に申立人の名前は無く、健康保険整理番号にも欠番は見られないことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

3 申立期間③について、申立人がC社に勤務していたことは、当時の同僚の証言から推認できる。

一方、C社に照会したところ、申立人に係る資料が残存していないため、勤務状況については確認できないとしているほか、申立てどおりの厚生年金保険被保険者資格に係る取得・喪失の届出の有無及び同期間に係る厚生年金保険料の納付についても不明である旨の回答が得られた。

また、C社から、同社が保管する「退職者リスト」では、申立人と同時期に入社した社員については厚生年金保険被保険者資格を有していることが確認できることから、申立人が正社員であれば被保険者資格の届出をしているはずである旨の回答が得られた。

さらに、申立期間③にC社に勤務していた同僚のうち、連絡先の判明 した4人に照会したところ、2人から回答があり、そのうちの1人から、 入社して3か月間ぐらいは試用期間があったとして、同期間中は社会保 険に加入させてもらえなかった旨の回答が得られた。

加えて、当該被保険者名簿に申立人の名前は無く、健康保険整理番号にも欠番は見られないことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

4 申立期間④について、D社に照会したところ、申立人に係る資料が残存していないため、勤務状況については確認できないとしているほか、

申立てどおりの厚生年金保険被保険者資格に係る取得・喪失の届出の有無及び同期間に係る厚生年金保険料の納付についても不明である旨の回答が得られた。

また、申立期間④にD社に勤務していた同僚のうち、連絡先の判明した 10 人に照会したところ、7人から回答があり、全員が申立人の勤務状況等について分からないとしており、そのうち3人からは、入社後3か月ないし6か月ぐらいは試用期間があったとして、同期間中は社会保険に加入させてもらえなかった旨の回答が得られた。

さらに、申立期間④に係るD社における健康保険厚生年金保険被保険 者名簿には、申立人の名前は無く、健康保険整理番号にも欠番は見られ ないことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

5 申立期間⑤について、E社の当時の事業主の連絡先を特定することができないため、申立人に係る勤務状況等にについて具体的な証言を得ることができない。

また、申立期間⑤にE社に勤務していた同僚のうち、連絡先の判明した 10 人に照会したところ、9人から回答が得られたものの、申立人に係る勤務状況等について具体的な証言は得られなかった。

さらに、上記回答が得られた同僚のうち一人から、入社してから一定 期間を経過しなければ、社会保険に加入できなかった旨の回答が得られ た。

加えて、申立期間⑤に係るE社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、申立人が名前を挙げた同僚3人の名前が見当たらないことから、当時、同社においては、必ずしも社員全員を厚生年金保険に加入させる取扱いではなかった事情がうかがえる。

また、当該被保険者名簿に申立人の名前は無く、健康保険整理番号にも欠番は見られないことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

6 申立期間⑥について、F社に照会したところ、申立人に係る資料が残存していないため、勤務状況については確認できないとしているほか、申立てどおりの厚生年金保険被保険者資格に係る取得・喪失の届出の有無及び同期間に係る厚生年金保険料の納付についても不明である旨の回答が得られた。

また、申立期間⑥にF社に勤務していた同僚のうち、連絡先の判明した8人に照会したところ、4人から回答が得られたものの、申立人に係る勤務状況等について具体的な証言は得られなかった。

さらに、申立期間⑥に係るF社における健康保険厚生年金保険被保険 者名簿には、申立人の名前は無く、健康保険整理番号にも欠番は見られ ないことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

7 申立期間⑦について、G社の当時の事業主の連絡先を特定することが

できないため、申立人に係る勤務状況等にについて具体的な証言を得ることができない。

また、申立期間⑦にG社に勤務していた同僚のうち、連絡先の判明した5人に照会したところ、全員から回答が得られたものの、申立人に係る勤務状況等について具体的な証言は得られなかった。

さらに、G社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、申立人の名前は無く、健康保険整理番号にも欠番は見らない。

8 このほか、各申立期間について、厚生年金保険料を事業主により控除 された事実を確認できる給与明細書、源泉徴収票等の資料の提出は無く、 申立人の各申立期間における厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連 資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料などを総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、各申立期間に係る厚生年金保険料を各事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日:昭和21年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和55年11月26日から56年9月1日まで 社会保険事務所(当時)に厚生年金保険被保険者期間を照会したとこ ろ、A社B支店C出張所(現在は、A社D支店)に勤務していた期間の うち、昭和55年11月26日から56年9月1日までの期間について、加 入記録が無かった旨の回答を受けた。

上記期間に勤務していたことは間違いないので、申立期間について厚 生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間にA社B支店C出張所に勤務していたことは、A社D 支店の回答から推認できる。

一方、E健康保険組合に照会したところ、申立人は、昭和56年9月1日から60年6月1日までの期間、同健康保険組合に加入していた旨の回答が得られ、申立人のA社B支店C出張所における厚生年金保険被保険者期間と一致している。

また、A社D支店から、申立期間当時、現場で直接採用される作業員は「F社員」と呼ばれ、厚生年金保険加入の対象外であったとしており、申立人は、当初、「F社員」として採用され、昭和56年9月1日以降に、支店採用扱いの厚生年金保険加入対象者であった「G社員」に登用されたと思われる旨の回答が得られた。

さらに、申立期間当時の現場責任者に照会したところ、現場では、会社 (A社B支店)の了解を得ずに、現場において作業員を雇っており、現場で採用された作業員は、会社に社員として認めてもらうまでの期間、「F社員」として働き、厚生年金保険には加入していなかった旨の証言が得られた。

加えて、申立期間に、A社B支店において社会保険事務を担当していた者に照会したところ、申立人は、現場で採用された「F社員」であり、厚生年金保険には加入していなかった旨の証言が得られた。

また、申立期間に、A社B支店において厚生年金保険被保険者資格を有していた者のうち、存命中で連絡先が判明した10人に照会したところ、4人から回答が得られ、そのうちの1人から、申立人は現場採用の作業員であった旨のほか、現場で採用された作業員は、社員として扱われていなかったため、厚生年金保険には加入できなかった旨の証言が得られた。

このほか、申立期間に厚生年金保険料を事業主により給与から控除された事実を確認できる給与明細書、源泉徴収票等の資料は無く、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料、周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料などを総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により、給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日:昭和15年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和30年6月10日から33年3月1日まで 社会保険事務所(当時)で厚生年金保険の加入記録を確認したところ、 A社に勤務していた申立期間について、昭和33年3月19日に脱退手当 金が支給済みとなっていることが判明した。

しかし、私は、脱退手当金を受領した記憶は無いので、申立期間について脱退手当金が支給済みとされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、昭和32年3月から35年3月までに被保険者資格を喪失し、脱退手当金の受給資格がある女性70人の脱退手当金の支給記録を調査したところ、54人に脱退手当金の支給記録が確認でき、そのうち1人を除くすべてに資格喪失日から4か月以内に脱退手当金の支給決定がなされている上、支給記録がある元同僚のうち連絡先が判明した6人に照会したところ、2人から、申立期間当時は、会社を退職すれば一時金を受け取るものだと他の同僚から聞いており、一時金を受け取ることが一般的であった旨の証言が得られたことを踏まえると、申立人についても事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられる。

また、オンライン記録上、申立期間に係る脱退手当金の実支給額についても法定支給額と一致し、計算上の誤りが無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約20日後に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

さらに、当時は「通算年金通則法」 (昭和 36 年法律第 181 号)の創設前であり、将来の年金受給資格については厚生年金保険単独で計算されていたことから、A社における厚生年金保険被保険者期間が 33 か月であり、当該事業所を退職後、昭和 41 年 12 月まで厚生年金保険への加入歴が無い申立人が、申立期間に係る脱退手当金を受給することに不自然さはうかがえない。

なお、A社の全喪時の事業主に照会したものの、申立期間当時の元事業 主は他界しており、当時の脱退手当金の取扱いについては、記録が残存し ておらず不明である旨の回答であった。

加えて、申立人から聴取しても申立期間に係る脱退手当金を受給した記憶が無いと主張するのみで、ほかに申立人が申立期間に係る脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保 険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和3年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和25年9月1日から32年5月1日まで 年金事務所に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、A県B市に あったC社に勤務していた期間のうち、昭和25年9月1日から32年5 月1日までの期間について、記録が無かった旨の回答を受けた。

申立期間中、勤務していたことは間違いないので、同期間について厚 生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間にC社に勤務していたことは、同社から提出された申立人の身上書及び当時の同僚の証言により推認できる。

一方、C社は、申立期間の従業員の厚生年金保険の適用について確認できる資料は既に廃棄しており、申立人に係る当時の厚生年金保険の適用について確認できないとしている。

また、申立人は、申立期間に所持していたとする健康保険証について、「『印紙を貼るようになっている。』と、健康保険証を管理していた事務員から聞いた。」と主張していることから、当時、申立人は日雇健康保険に加入していたものと考えられる。

さらに、申立人は申立期間中に2回ほど失業保険をもらったことがある としており、C社に継続して勤務していたとの主張と矛盾している。

加えて、申立期間にC社において厚生年金保険被保険者資格を有していた者のうち、連絡先が判明した同僚4人に照会したところ、そのうち3人から回答が得られ、全員が、申立人及び自身は同社における被保険者資格取得日より前から勤務しており、その期間の給与形態は日給であったとしている。

このほか、申立期間に厚生年金保険料を事業主により給与から控除された事実を確認できる給与明細書や源泉徴収票等の資料は無く、申立人の申

立期間における厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料、周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料などを総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により、給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和11年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和41年2月28日から43年4月ごろまで

② 平成元年2月28日から同年10月31日まで

社会保険事務所(当時)に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、A社に勤務していた期間のうち、昭和41年2月28日から43年4月ごろまでの期間及びB社に勤務していた期間のうち、平成元年2月28日から同年10月31日までの期間ついて、加入記録が無かった旨の回答を受けた。

両事業所に勤務していたことは間違いないので、両申立期間について 厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、閉鎖商業登記簿謄本により、A社は昭和 43 年 11 月 11 日に解散していることが確認できるほか、事業主の連絡先も不 明のため、申立人の申立期間①における勤務状況等について照会することができない。

また、申立期間①にA社に勤務していた同僚のうち、連絡先の確認できた1人及び申立人が名前を挙げた同僚のうち、連絡先の確認できた2人の合計3人に照会したところ、2人から回答が得られたものの、申立人の申立期間①における勤務状況及び厚生年金保険の適用に関する証言は得られなかった。

さらに、申立人は、A社の社員であった者として 18 人の名前を挙げているが、オンライン記録により、同社における厚生年金保険被保険者資格を取得していることが確認できるのは4人であることから、同社では、申立期間①において、必ずしもすべての社員を厚生年金保険に加入させる取扱いではなかった事情がうかがえる。

2 申立期間②について、労働局から、申立人は、昭和62年11月21日に、

B社において雇用保険の被保険者資格を取得し、平成元年9月30日に同資格を喪失しているとの回答が得られた。

一方、商業登記簿謄本により、B社は平成8年6月1日に解散していることが確認できるほか、事業主の連絡先は不明のため、申立人に係る申立期間②の勤務状況等について照会することができない。

また、B社の事業主の元妻に照会したものの、申立人の申立期間②における勤務状況及び厚生年金保険の適用に関する証言は得られなかった。

さらに、申立期間②にB社に勤務していた同僚6人に照会したところ、4人から回答が得られたものの、申立人の申立期間②における勤務状況及び厚生年金保険の適用に関する証言は得られなかった。

加えて、申立人がB社勤務後に勤務したC社の事業主(B社の元取締役)に照会したところ、平成元年2月に、B社から営業権の譲渡を受け、C社を作り、そのまま営業を行った旨のほか、申立人は、申立期間②において、同社のD職として勤務していたが、厚生年金保険には加入しておらず、申立期間②に係る保険料を控除されていなかった旨の回答が得られた。

また、オンライン記録により、申立人がB社からC社へ一緒に移った者として名前を挙げた同僚4人のうち、1人についてはB社における厚生年金保険被保険者資格を有しておらず、残る3人に加えてC社の事業主の計4人については、申立人と同様に、平成元年2月28日に、B社における厚生年金保険被保険者資格を喪失していることが確認できる。

さらに、申立人が名前を挙げた上記の同僚4人及びC社の事業主の計 5人については、オンライン記録により、申立人と同様に、C社の新規 適用日に厚生年金保険被保険者資格を取得していることが確認できる。

3 このほか、両申立期間に厚生年金保険料を事業主により給与から控除 された事実を確認できる給与明細書、源泉徴収票等の資料は無く、申立 人の両申立期間における厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料、 周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料などを総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として両申立期間に係る厚生年金保険料を両事業主により、給与から控除されていたことを認めることはできない。

茨城厚生年金 事案 917 (事案 633 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、船員保険の被保険者として船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和13年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和30年10月29日から31年10月7日まで A社の所有するB船に乗船していた期間のうち、昭和30年10月29日から31年10月7日までの期間について、船員保険の被保険者として認められなかった。

私は、昭和30年10月末ごろ、C県D市で、A社に採用され、E職としてB船に乗船手続をして乗船した。乗船後、海上保安庁の抜き打ち監査や電波監理局の定期設備監査立会を受けたことを記憶しているので、乗船していたことは間違いない。

今回、新たな証言を得ることができる者の名前を挙げるので、申立期間について船員保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、申立期間当時の同僚から、A社における船員保険被保険者資格取得日が申立人と同日である同僚二人は、申立人がB船に乗船する以前から乗船していた旨の証言が得られたことから、申立期間当時、船主は船員を乗船と同時に船員保険に加入させていなかった事情がうかがえるほか、申立人の申立期間における船員保険料の控除について確認できる資料も無いこと等により、既に当委員会の決定に基づく平成21年12月16日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人から提出された「申立の概要(別紙)」は、申立人がB船に 乗船していたことを主張しているのみであり、委員会の当初の決定を変更す べき新たな資料とは認められない。

また、申立人は、今回、新たな証言を得ることができる者3人の名前を挙げているが、そのうち、船主及び船主の弟は既に他界しており、残る同僚1人については、前回の申立時において照会済みとなっており、申立人が申立期間において船員保険の被保険者であったことを裏付ける具体的な証言は得られていない。

さらに、A社(B船)の仮住所地を管轄する年金事務所からは、同事業所

に係る船舶所有者の適用は確認できない旨の回答が得られた。

加えて、申立期間に係るA社(B船)における船員保険被保険者名簿には、 申立人の名前は無く、健康保険整理番号に欠番も無いことから、申立人の記 録が欠落したものとは考え難い。

このほか、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が船員保険の被保険者として申立期間に係る船員保険料を事業主により、給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和36年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和56年9月から同年12月まで

年金事務所に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、A社B営業所に勤務していた昭和56年10月から同年12月までの期間について、記録が無かった旨の回答を受けた。しかし、A社B営業所に入社した際、厚生年金手帳を提出し、加入手続をしたことは間違いないので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

公共職業安定所に申立人のA社における雇用保険の加入状況について照会したところ、昭和56年9月26日に資格を取得し、同年12月25日に離職している旨の回答が得られたことから、申立人が、申立期間において、同社に勤務していたことは確認できる。

しかし、申立期間にA社に勤務していた同僚6人及び申立人が名前を挙げた同僚4人のうち存命中の3人の計9人に照会したところ、8人から回答があり、そのうち同社B営業所に勤務していた2人から、申立人はアルバイトとして雇用されていた旨の証言が得られ、そのうちの1人から、申立人の給与は時給制であった旨の証言が得られた。

また、A社B営業所に勤務していた同僚2人から、同社では、申立期間において、入社後数か月程度の試用期間があり、その間は従業員を社会保険に加入させていなかった旨の証言が得られた。

さらに、同僚照会で回答があった8人からは、申立人の厚生年金保険の加入状況について、具体的な証言は得られなかった。

加えて、A社に照会したものの、申立期間当時の資料が残存していないとして、申立人の勤務状況及び厚生年金保険の加入状況について具体的な証言

は得られなかった。

また、申立期間当時の事業主は既に他界しており、当時の取締役4人も他界又は連絡先不明のため、申立人についての証言を得ることができない上、A社が申立期間当時、社会保険事務を委託していたC税理士事務所における申立人の厚生年金保険の取扱いについて、同税理士事務所の名称変更後の事業所であるD社に照会したものの、当時の資料が残存していないとして、具体的な証言は得られなかった。

さらに、申立期間に係るA社における健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、申立人の名前は無く、健康保険整理番号に欠番も見られない。

このほか、申立期間に厚生年金保険料を事業主により給与から控除された 事実を確認できる給与明細書、源泉徴収票等の資料は無く、申立人の申立期 間における厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料、周辺事情も見当 たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料などを総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により、給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保 険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和7年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和57年8月27日から58年6月30日まで 社会保険事務所(当時)に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、 A社に勤務していた昭和57年8月27日から58年6月30日までの期間 について、加入記録が無かった旨の回答を受けた。

申立期間中、A社に勤務していたことは間違いないので、同期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社に照会したところ、同社が保管する「社会保険取得台帳」に申立人の名前は見当たらず、申立人の申立期間に係る勤務については確認できないとしているほか、申立てどおりの届出及び厚生年金保険料の控除・納付については行っていない旨の回答が得られた。

また、申立期間当時、A社に勤務していた11人のうち、連絡先が判明した9人に照会したところ、3人から回答が得られたものの、申立人の申立期間に係る勤務状況及び厚生年金保険の加入について具体的な証言は得られなかった。

さらに、申立期間に係るA社における健康保険厚生年金保険原票綴及び オンライン記録に、申立人の原票及び名前は見当たらず、健康保険整理番 号に欠番も無い。

加えて、オンライン記録により、申立人及び申立人の妻は、申立期間を含む昭和57年8月から59年3月まで、国民年金被保険者資格を有しており、当該期間のうち、57年10月から58年4月までの期間については法定免除、58年5月から59年3月までの期間については申請免除の手続を行っていることが確認できる。

また、労働局からは、申立期間のうち、昭和 57 年 11 月 26 日から 58 年

12月31日までの期間、申立人はB社における雇用保険被保険者資格を有している旨の回答が得られたものの、当該事業所について、厚生年金保険の適用事業所としての記録を確認することができない。

このほか、申立期間に厚生年金保険料を事業主により給与から控除された事実を確認できる給与明細書、源泉徴収票等の資料は無く、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料、周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料などを総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により、給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保 険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日:昭和25年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和51年3月26日から同年7月1日まで 年金事務所に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、A社(現在 は、B社)に勤務していた期間のうち、昭和51年3月26日から同年7 月1日までの期間について、記録が無かった旨の回答を受けた。

申立期間中、勤務していたことは間違いないので、同期間について厚 生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社から提出された申立人に係る「登録原簿(写)」により、申立人が、昭和51年4月1日にA社C営業所に入社したことが確認できる。

一方、B社からは、申立期間当時、D職の者については、入社月から3か月間は厚生年金保険に加入させていなかった旨の回答が得られた。

また、申立期間当時、A社において、厚生年金保険の被保険者資格を有していた同僚9人(申立人が名前を挙げた者を含む。)に照会したところ、6人から回答があり、そのうち、D職であった2人から、D職の職員については入社月から3か月間は厚生年金保険に加入できなかった旨の証言が得られた。

さらに、B社から提出された「厚生年金保険被保険者台帳(写)」に記載されている申立人の記録と申立人に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票の記録は一致している。

このほか、申立期間に厚生年金保険料を事業主により給与から控除された事実を確認できる給与明細書、源泉徴収票等の資料は無く、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料などを総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により、給与から控除されていたことを認めることはできない。